

○二戸市生ごみ処理機購入補助金交付要綱

平成18年 6 月12日 告示第163号

二戸市生ごみ処理機購入補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 各家庭から排出される生ごみの減量を推進するとともに、市民のごみの減量化に対する意識の高揚を図るため、生ごみ処理機（以下「処理機」という。）の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で二戸市補助金交付規則（平成18年二戸市規則第60号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付するものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、処理機とは、家庭から発生する生ごみを微生物の活動若しくは乾燥装置により減量化又は堆肥化させることを目的として製造された機械とする。

(補助金の交付要件)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ居住している個人であること。
- (2) 市税に滞納がないこと。
- (3) 処理機を良好な状況で維持管理できること。

(補助金の額等)

第 4 条 補助金の額は、処理機の本体購入価格（消費税及び地方消費税額を含む。）の3分の1の額（100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、電動式については15,000円、手動式については10,000円を限度とする。

2 補助金の交付対象とする処理機の数 は 1 世帯に 1 基とする。

(提出書類及び提出期日)

第 5 条 規則により定める書類及びこれに添付する書類、提出部数並びに提出期日は、別表のとおりとする。

(申請の取下期日)

第 6 条 規則第 8 条第 1 項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知

を受領した日から起算して15日以内とする。

附 則

この告示は、平成18年6月12日から施行する。

附 則（平成X年X月X日告示第X号）

この告示は、平成27年12月1日から施行する。

別表（第5条関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第 4 条の規定による書類	生ごみ処理機購入補助金交付申請書	第 1 号	1 部	別に定める。
	1 生ごみ処理機購入調書	第 2 号	1 部	
	2 販売店の見積書			
	3 カタログの写し			
規則第13条第 1 項の規定による書類	生ごみ処理機購入補助金請求書	第 3 号	1 部	別に定める。
1 生ごみ処理機購入証明書	第 4 号	1 部		
2 領収書の写し				

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

二戸市長 様

住 所 二戸市

氏 名 ㊟

電話番号

生ごみ処理機購入補助金交付申請書

生ごみ処理機を購入したいので、二戸市補助金交付規則により関係書類を添えて次のとおり補助金の交付を申請します。

なお、二戸市生ごみ処理機購入補助金交付要綱第 3 条第 1 項第 2 号の交付要件を確認するため、市税の納税状況の照会を受けることに同意します。

金 円

様式第 2 号（第 5 条関係）

生ごみ処理機購入調書

1 購入者氏名

住 所	二戸市
氏 名	
電 話 番 号	

2 購入する処理機の仕様等

種 別	手動式 ・ 電動式	メーカ一名	
製 品 名		処 理 方 式	
処 理 能 力	キロ（リットル）／1 日	購入予定価格	
販 売 店			
住 所、名 称			

※ （1） 販売店の見積書 （2） カタログの写しを添付すること。

以下は記入しないでください。

受付月日	受付番号	補助決定額	予算残額
		円	円

様式第 3 号（第 5 条関係）

年 月 日

二戸市長 様

住所 二戸市

氏名 ㊟

電話番号

生ごみ処理機購入補助金請求書

生ごみ処理機を購入したので、次のとおり補助金を請求します。

金 円

様式第 4 号（第 5 条関係）

生ごみ処理機購入証明書

年 月 日

二戸市長 様

販売業者 住 所

氏 名



下記の生ごみ処理機を購入したことを証明します。

購入した処理機の仕様等

種 別	手動式 ・ 電動式	メーカ ー 名	
製 品 名		処 理 方 式	
処 理 能 力	キロ（リットル）／1 日	購 入 価 格	
販 売 店			
住 所、名 称			